

令和7年2月7日

公営住宅等緊急修繕工事指定業者 様

長野県住宅供給公社

令和7年度 公営住宅等緊急修繕工事指定業者の継続について

平素より、当社が発注する緊急修繕工事に関しましては、格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記「公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書（継続申請用）」の提出をお願いいたします。県営住宅等及び各市営住宅等の応募要領をご確認いただき、必要書類（資格の確認）も併せて提出していただくようお願いいたします。

また、各地区において管理している団地及び戸数などに変更がありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

- ・（県営住宅等）公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書（継続申請用）
- ・（市営住宅等）〃

- ・（県営住宅等）公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領（東北信）
- ・（長野市営住宅等）公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領
- ・（須坂市営住宅等）〃
- ・（上田市営住宅等）〃
- ・（佐久市営住宅等）〃
- ・（小諸市営住宅等）〃
- ・（県営住宅等）公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領（中南信）
- ・（松本市営住宅等）公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領
- ・（塩尻市営住宅等）〃
- ・（岡谷市営住宅等）〃
- ・（伊那市営住宅等）〃
- ・（駒ヶ根市営住宅）〃
- ・（飯田市営住宅等）〃

- ・各地域振興局管内団地戸数表

以上

(県営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

県営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

- (1) 長野地域振興局管内の県営住宅等
長野地域振興局管内に本社又は営業所のある者
- (2) 上田地域振興局管内の県営住宅等
上田地域振興局管内に本社又は営業所のある者
- (3) 佐久地域振興局管内の県営住宅等
佐久地域振興局管内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 希望する対象地区に必ず○印を記入してください。対象となる管内にそれぞれ本社又は営業所を有する者は複数の対象住宅に重複して応募することもできます。
 - イ 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - ウ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 長野県建設工事入札参加資格通知書の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 長野県建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、100万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に長野県建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に長野県建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 監理員事務所、団地又は宿舎ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

長野地域振興局管内	長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課 (担当：青木・矢島) 〒380-0836 長野市大字南長野南県町1003-1 県都ビル3階 TEL 026-227-2322 FAX 026-227-4377
上田地域振興局管内	長野県住宅供給公社 上田管理センター (担当：若林・金井) 〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎南棟 TEL 0268-29-7010 FAX 0268-29-7013
佐久地域振興局管内	長野県住宅供給公社 佐久管理センター (担当：牧・竹内・友野) 〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎4階 TEL 0267-78-5410 FAX 0267-78-5413

※複数の地域に応募する場合は、住宅管理部に提出してください。

(長野市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：長野市建設工事競争入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：長野市建設工事競争入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：長野市建設工事競争入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

長野市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 5・6 年度 長野市建設工事競争入札参加資格認定通知書の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 長野市建設工事競争入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部
※後日、令和 7・8・9 年度 長野市建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを提出して下さい。

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、70万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に長野市建設工事競争入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に長野市建設工事競争入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 監理員事務所又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課（担当：青木・矢島）
〒380-0836 長野市大字南長野南県町1003-1 県都ビル3階
TEL 026-227-2322
FAX 026-227-4377

(須坂市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築関係	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
給排水設備関係	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気設備関係	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築関係：須坂市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は須坂市小規模工事受注希望者登録業者
 - イ 給排水設備関係：須坂市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は須坂市小規模工事受注希望者登録業者
 - ウ 電気設備関係：須坂市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は須坂市小規模工事受注希望者登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

須坂市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築関係、給排水設備関係、電気設備関係のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 2022～24 年度 須坂市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部
2025～27 年度 須坂市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの）、又は須坂市小規模工事受注希望者登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。

- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に須坂市建設工事入札参加資格又は須坂市小規模工事受注希望者登録を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、須坂市建設工事入札参加資格又は須坂市小規模工事受注希望者登録に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課（担当：青木・矢島）
〒380-0836 長野市大字南長野南県町1003-1 県都ビル3階
TEL 026-227-2322
FAX 026-227-4377

(上田市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築関係	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
給排水設備関係	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気設備関係	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築関係：上田市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
 - イ 給排水設備関係：上田市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
 - ウ 電気設備関係：上田市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

上田市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築関係、給排水設備関係、電気設備関係のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5 年度（令和 6 年度まで延長）上田市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受け付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部
令和 7・8・9 年度 上田市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの）、又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に上田市建設工事入札参加資格又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、上田市建設工事入札参加資格又は上田市小規模工事・修繕受注希望者登録に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課 (担当：青木・矢島)

〒380-0836 長野市南県町1003-1 県都ビル3階

TEL 026-227-2322

FAX 026-227-4377

長野県住宅供給公社 上田管理センター (担当：若林・金井)

〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎南棟

TEL 0268-29-7010

FAX 0268-29-7013

(佐久市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：佐久市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：佐久市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：佐久市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

佐久市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5 年度（有効期間 1 年間延長のため）佐久市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部
- 令和 7・8・9 年度 佐久市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に佐久市建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に佐久市建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課 (担当：矢島・矢島)

〒380-0836 長野市南県町1003-1 県都ビル3階

TEL 026-227-2322

FAX 026-227-4377

長野県住宅供給公社 佐久管理センター (担当：牧・竹内・友野)

〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎4階

TEL 0267-78-5410

FAX 0267-78-5413

(小諸市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：小諸市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：小諸市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：小諸市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

小諸市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5 年度（令和 6 年度まで延長）小諸市建設工事入札参加資格等級格付けについて（通知）の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 小諸市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に小諸市建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に小諸市建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 住宅管理部管理課 (担当：青木・矢島)

〒380-0836 長野市南県町1003-1 県都ビル3階

TEL 026-227-2322

FAX 026-227-4377

長野県住宅供給公社 佐久管理センター (担当：牧・竹内・友野)

〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎4階

TEL 0267-78-5410

FAX 0267-78-5413

(県営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

県営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：長野県建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

- (1) 松本地域振興局管内の県営住宅等
松本地域振興局管内に本社又は営業所のある者
- (2) 諏訪地域振興局管内の県営住宅等
諏訪地域振興局管内に本社又は営業所のある者
- (3) 上伊那地域振興局管内の県営住宅等
上伊那地域振興局管内に本社又は営業所のある者
- (4) 南信州地域振興局管内の県営住宅等
南信州地域振興局管内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 希望する対象地区に必ず○印を記入してください。対象となる管内にそれぞれ本社又は営業所を有する者は複数の対象住宅に重複して応募することもできます。
 - イ 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - ウ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 長野県建設工事入札参加資格通知書の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 長野県建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、100万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に長野県建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に長野県建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 監理員事務所、団地又は宿舎ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

松本地域振興局管内	長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林) 〒390-0852 松本市島立 988-1 TEL 0263-47-0240 FAX 0263-47-8902
諏訪地域振興局管内	長野県住宅供給公社 諏訪管理センター (担当：石澤・藤森) 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎 5階 TEL 0266-54-2010 FAX 0266-54-2013
上伊那地域振興局管内	長野県住宅供給公社 伊那管理センター (担当：田畑・早川) 〒396-8666 伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎 2階 TEL 0265-98-7450 FAX 0265-98-7453
南信州地域振興局管内	長野県住宅供給公社 飯田管理センター (担当：松下・小林) 〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 641-47 南信消費生活センター 1階 TEL 0265-48-0460 FAX 0265-48-0463

※複数の地域に応募する場合は、松本事務所に提出してください。

(松本市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障をきたす恐れがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：松本市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：松本市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：松本市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

松本市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 松本市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部
令和 7・8・9 年度 松本市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（受付日及び入札参加資格の登録業種がわかるもの） 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に松本市建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に松本市建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 監理員事務所又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9. 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

(塩尻市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者
 - イ 管工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者
 - ウ 電気工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

塩尻市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 5・6 年度 塩尻市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び当該申請書受領書の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 塩尻市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び当該申請書受領書の写し。または、塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に塩尻市建設工事入札参加資格、及び塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、塩尻市建設工事入札参加資格、及び塩尻市小規模工事等受注希望者登録業者に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立9-8-8-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

(岡谷市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：岡谷市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：岡谷市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
 - ウ 電気工事：岡谷市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

岡谷市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 岡谷市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び受付票の写し 1 部
 令和 7・8・9 年度 岡谷市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び受付票の写し 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に岡谷市建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に岡谷市建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

長野県住宅供給公社 諏訪管理センター (担当：石澤・藤森)

〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5階

TEL 0266-54-2010

FAX 0266-54-2013

(伊那市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築関係	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
給排水設備関係	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気設備関係	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築関係：伊那市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
 - イ 給排水設備関係：伊那市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
 - ウ 電気設備関係：伊那市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

伊那市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築関係、給排水設備関係、電気設備関係のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 伊那市建設工事入札参加資格者名簿への登録について（通知）の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 伊那市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）、又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に伊那市建設工事入札参加資格又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、伊那市建設工事入札参加資格又は伊那市小規模工事・修繕受注希望者登録に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

長野県住宅供給公社 伊那管理センター (担当：田畑・早川)

〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎2階

TEL 0265-98-7450

FAX 0265-98-7453

(駒ヶ根市営住宅)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築関係	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
給排水設備関係	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気設備関係	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築関係：駒ヶ根市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録業者
 - イ 給排水設備関係：駒ヶ根市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録業者
 - ウ 電気設備関係：駒ヶ根市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

駒ヶ根市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築関係、給排水設備関係、電気設備関係のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 駒ヶ根市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び受付票の写し（受付日がわかるもの） 1 部
令和 7・8・9 年度 駒ヶ根市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び受付票の写し（受付日がわかるもの）、又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。

- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、50万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に駒ヶ根市建設工事入札参加資格又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、駒ヶ根市建設工事入札参加資格又は駒ヶ根市小規模工事等受注希望者登録に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 （担当：佐藤・林）

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

長野県住宅供給公社 伊那管理センター （担当：田畑・早川）

〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎2階

TEL 0265-98-7450

FAX 0265-98-7453

(飯田市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：飯田市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
 - イ 管工事：飯田市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は飯田市指定給水装置工事事業者
 - ウ 電気工事：飯田市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

飯田市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 4・5・6 年度 飯田市建設工事入札参加資格の付与について（通知）の写し 1 部
令和 7・8・9 年度 飯田市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び受付票の写し（受付日がわかるもの）、又は、飯田市指定給水装置工事事業者証の写し 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満の予定です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に飯田市建設工事入札参加資格又は飯田市指定給水装置工事業業者を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業業者の指定期間中に、飯田市建設工事入札参加資格又は飯田市指定給水装置工事業業者に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出勤対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取ることがあります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

長野県住宅供給公社 飯田管理センター (担当：松下・小林)

〒395-0034 飯田市追手町2丁目641-47 南信消費生活センター1階

TEL 0265-48-0460

FAX 0265-48-0463

(県営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 (継続申請用)

長野県住宅供給公社

理事長 関 昇一郎 殿

郵便番号 〒
 申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

㊞

公営住宅等緊急修繕工事指定業者として継続を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1 対象地区(希望地区に○を記入してください。複数の地区に重複して応募可能です。)

<input type="checkbox"/>	長野地域振興局管内	<input type="checkbox"/>	松本地域振興局管内
<input type="checkbox"/>	上田地域振興局管内	<input type="checkbox"/>	諏訪地域振興局管内
<input type="checkbox"/>	佐久地域振興局管内	<input type="checkbox"/>	上伊那地域振興局管内
		<input type="checkbox"/>	南信州地域振興局管内

2 公募区分(希望区分に○を記入してください。複数の業種に重複して応募可能です。)

<input type="checkbox"/>	建築一式工事	<input type="checkbox"/>	電気工事	<input type="checkbox"/>	管工事
--------------------------	--------	--------------------------	------	--------------------------	-----

3 緊急連絡体制の概要

会社電話番号		FAX番号	
会社Eメールアドレス			
緊急修繕担当者 職氏名 1		携帯電話番号	
緊急修繕担当者 職氏名 2		携帯電話番号	

※緊急修繕担当者の欄は優先的に連絡を受け付ける方を上位に記入してください。

添付書類 令和4・5・6年度 長野県建設工事入札参加資格通知書の写し
 令和7・8・9年度 長野県建設工事入札参加資格審査申請書の写し(受付日及び
 入札参加資格の登録業種がわかるもの)

注)継続申請に際して、新規募集公告及び応募要領をご確認の上、お申し込みください。

(市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 (継続申請用)

長野県住宅供給公社

理事長 関 昇一郎 殿

郵便番号 〒
 申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

㊞

公営住宅等緊急修繕工事指定業者として継続を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1 対象住宅(○を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	長野市営住宅等	<input type="checkbox"/>	塩尻市営住宅等
<input type="checkbox"/>	須坂市営住宅等	<input type="checkbox"/>	岡谷市営住宅等
<input type="checkbox"/>	上田市営住宅等	<input type="checkbox"/>	伊那市営住宅等
<input type="checkbox"/>	佐久市営住宅等	<input type="checkbox"/>	駒ヶ根市営住宅
<input type="checkbox"/>	小諸市営住宅等	<input type="checkbox"/>	飯田市営住宅等
<input type="checkbox"/>	松本市営住宅等		

2 公募区分(希望区分に○を記入してください。複数の業種に重複して応募可能です。)

<input type="checkbox"/>	建築一式工事	<input type="checkbox"/>	電気工事	<input type="checkbox"/>	管工事
--------------------------	--------	--------------------------	------	--------------------------	-----

3 緊急連絡体制の概要

会社電話番号		FAX番号	
会社Eメールアドレス			
緊急修繕担当者 職氏名 1		携帯電話番号	
緊急修繕担当者 職氏名 2		携帯電話番号	

※緊急修繕担当者の欄は優先的に連絡を受け付ける方を上位に記入してください。

添付書類 各市 建設工事入札参加資格があることが確認できる書類

(各市営住宅ごと、新規募集公告に記載の申請時添付書類)

注)継続申請に際して、新規募集公告及び応募要領をご確認の上、お申し込みください。

